

ごみ

▶ 家庭から出るごみ

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

- ごみは、**ごみ出しカレンダー**をよく確認してから出しましょう。
- 必ず**収集日当日の午前8時30分**までに出しましょう。
収集車が収集した後に出されたごみの再収集はしません。
- 粗大ごみは、ごみステーションに出せません。クリーンセンターに直接持ち込むか、資源循環推進課（クリーンセンター内）へ**戸別収集の予約**をしてください（68ページ参照）。

✔ ごみの品目と色分け

燃やせるごみ (週2回)
燃やせるごみ専用指定袋を必ず使用してください。 ごみ処理手数料を賦課しています。
燃やせないごみ (月2回)
燃やせないごみ専用指定袋を必ず使用してください。 ごみ処理手数料を賦課しています。
びん・かん・ペットボトル (週1回)
びん・かん・ペットボトル専用指定袋を必ず使用してください。
容器包装プラスチック (週1回)
容器包装プラスチック専用指定袋を必ず使用してください。
雑誌（古本）・雑紙・段ボール・紙パック (月2回 第1・3各曜日)
それぞれ品目ごとにひもで縛って出しましょう。
新聞（折込チラシ）・紙箱・紙パック・衣類 (月2回 第2・4各曜日)
それぞれ品目ごとにひもで縛って出しましょう。

✔ ごみ出しカレンダーの配布

- 自治会に加入している方
自治会を通じ、毎年3月中旬に配布します。
 - 自治会に未加入の方・紛失などした方
以下の場所で配布しています。
 - 資源循環推進課（クリーンセンター内）
 - 庁内案内コーナー（朝日庁舎）
 - 各公民館および金田出張所（金田地域交流センター「きさてらす」内）
- ※各公民館には、全地区（14通り）のごみ出しカレンダーを常備していませんので、資源循環推進課（クリーンセンター内）で確認のうえ、受け取ってください。

▼ごみ出しカレンダーの一例



※ごみ出しカレンダーは地区ごとに14通りあります。

✔ 指定ごみ袋でちゃんと出しましょう！！

■ 燃やせるごみ・燃やせないごみ

燃やせるごみ専用指定袋と燃やせないごみ専用指定袋にはごみ処理手数料を賦課しています。

指定ごみ袋の種類	袋の色	文字の色	大きさ	販売価格
燃やせるごみ専用指定袋	半透明 (ピンク)	赤色	小袋 (20ℓ相当)	200円 (10枚1組)
			中袋 (30ℓ相当)	300円 (10枚1組)
			大袋 (45ℓ相当)	450円 (10枚1組)
燃やせないごみ専用指定袋	透明	青色	小袋 (20ℓ相当)	200円 (10枚1組)
			中袋 (30ℓ相当)	300円 (10枚1組)
			大袋 (45ℓ相当)	450円 (10枚1組)

※指定ごみ袋の価格は、袋の代金ではなくごみ処理手数料です。

■ 専用指定袋の購入方法

燃やせるごみ専用指定袋と燃やせないごみ専用指定袋は、右のステッカーを掲示している小売店で販売しています。

- 容器包装プラスチック、びん・かん・ペットボトル
ごみ出しの際には、容器包装プラスチック専用指定袋、びん・かん・ペットボトル専用指定袋を使用してください。

指定ごみ袋の種類	袋の色	文字の色	大きさ	販売価格
容器包装プラスチック専用指定袋	透明	黄色	中袋 (30ℓ相当)	認定メーカーの自由な流通経路・価格で販売しています。なお、これらは最寄りの小売店で販売しています。
			大袋 (45ℓ相当)	
びん・かん・ペットボトル専用指定袋	透明	緑色	中袋 (30ℓ相当)	
			大袋 (45ℓ相当)	

※ごみ処理手数料は賦課していません。



✔ 「せん定枝」の排出方法は？

せん定枝は、細かく裁断し、燃やせるごみ専用指定袋に入れて出すほか、袋に入らないせん定枝は、太さ15cmまで、長さ80cmまでの枝を円周が1m以内の束になるようにひもや針金でしっかり縛って出すこともできます。その場合は「一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）」を購入し、せん定枝の束に付けて燃やせるごみの収集日にごみステーションに出してください。せん定枝1束に1枚40円の「一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）」が必要です。「一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）」が付いていない場合は一切収集しません。

なお、1回のごみ出しにつき1世帯3束まで出せます。

■ 一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）



※販売価格は、1枚40円の券が5枚1組で200円です。

✔ 処理券の購入方法

■ 取扱場所

- 資源循環推進課（クリーンセンター内）
- 市民活動支援課（朝日庁舎）
- 各公民館および金田出張所（金田地域交流センター「きさてらす」内）
- 取扱時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 土曜日 資源循環推進課（クリーンセンター内）のみ
午前8時30分～午後0時30分

※一部の公民館（富岡・文京・東清・岩根西・西清川・桜井）は月曜日の取り扱いができません。また、日曜日、祝日および年末年始などの閉庁時は取り扱いできません（クリーンセンターは年末も取り扱いできます）。

✔ 家庭から出た大量の草木のクリーンセンターへの持ち込みについて

本人が刈り取り、せん定し、持ち込んだものに限りです。事業者が委託を受けて刈り取りしたものは、事業者が出したものとなり、受け入れできません。

※福島第一原発事故の影響により、草木の焼却灰から高い濃度の放射性物質が検出され最終処分場への搬入が一時ストップしたことから、現在は事業者が出した草木の受け入れを一部制限しています。

広告

資源再生総合企業 エリアマップ3図 A-1

限りある資源を大切に！
株式会社佐久間 木更津リサイクルセンター

私たちは、地域密着型リサイクル企業として、これまでも、これからも自然豊かなまちづくりに貢献していきます。

■木更津市潮浜2-6-9
■TEL:0438-36-7745 ■FAX:0438-36-3462
■営業時間 8:30～17:30 ■定休日/日曜、祝日、年始1～3日 ■URL: <http://www.eskuma.jp/>
一般廃棄物処理施設設置許可24-3 一般廃棄物処分業許可木更津市指令第122号


クルット君

廃棄物処理 エリアマップ11図 E-3

廃棄物処理はお任せ
有限会社 長田

●非鉄・古紙回収 ●事業所ゴミ・家庭ゴミ ●引越ゴミ ●産業廃棄物収集運搬
●特別管理産業廃棄物収集運搬 ●機密文書専用コンテナで回収リサイクル

■木更津市八幡台1-3-7
■TEL:0438-36-1004 ■FAX:0438-53-7282
■廃棄物収集運搬許可125702号


P あり

広告

リサイクルショップ エリアマップ3図 D-3

エコ・節約・もったいないがテーマのリサイクルショップ！
Bay2リサイクル 木更津店

不用品の買取はバイツーへ！リサイクル・リユースの気持ちをご大切にしています。お引越しい、開店で出た不用品・ゴミも買取・処分OK！

■木更津市桜町2-7-5
■TEL:0438-37-4333
■営業時間 10:00～19:00 ■定休日/水曜日
売っても買ってもHappyプライス！


P あり

▶粗大ごみの出し方

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

✔粗大ごみの出し方（電話予約制）

- ①資源循環推進課（クリーンセンター内）へ電話して、収集日・ごみ処理手数料・出す場所などを確認します。
- ②粗大ごみ処理券を取扱場所で購入します。
※粗大ごみは1点当たり800円です。
※収集時に在宅の場合は、その場で現金での支払いもできます。
※粗大ごみ処理券の領収証は収集が終わるまでお持ちください。
- ③粗大ごみ処理券に氏名・収集日を記載し、見やすい場所に貼ります。
- ④粗大ごみを収集日の午前8時30分までに、指定した場所へ出してください（不在でも可）。
※家の中までは収集に伺いません。

■受付時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 土曜日 午前8時30分～午後0時30分

■予約は収集日の2日前までに

地域により収集する曜日が決まっています。ごみ出しカレンダーで確認してください。

✔処理券の購入方法

■取扱場所

- 資源循環推進課（クリーンセンター内）
- 市民活動支援課（朝日庁舎）
- 各公民館および金田出張所（金田地域交流センター「きさてらす」内）

■取扱時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 土曜日 資源循環推進課（クリーンセンター内）のみ
午前8時30分～午後0時30分

※一部の公民館（富岡・文京・東清・岩根西・西清川・桜井）は月曜日の取り扱いができません。また、日曜日、祝日および年末年始などの閉庁時は、取り扱いできません（クリーンセンターは年末も取り扱いできます）。

▶クリーンセンターへ自分で持ち込む場合

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

✔一般家庭から出るごみについて

最初の20kgまで200円、以降10kgごとに65円のごみ処理手数料がかかります。

■受入時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後4時
- 土曜日 午前8時30分～午前11時
土曜日のみ事前予約制です。
- ※日曜日、祝日および年始は受け入れしません。

★ごみを持ち込む場合にも分別を！！

✔土曜日のごみ持ち込み事前予約について

- 市LINE公式アカウントから予約
- 資源循環推進課（クリーンセンター内）へ電話して予約
※事前予約は持ち込む日の1カ月前から前日正午（金曜日が祝日の場合は金曜日以前の直近の平日正午）までです。

✔事業系（商店・飲食店・事業所など）から出るごみについて

最初の20kgまで300円、以降10kgごとに90円のごみ処理手数料がかかります（一般廃棄物に限る）。

■受入時間

- 月～金曜日 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時
- ※土・日曜日、祝日および年末年始は受け入れしません。

✔注意

- ①ごみは品目ごとに降ろす場所が異なります。降ろしやすいように「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」などに分別して車に積んでください。
- ②指定ごみ袋を使う必要はありません。細かなごみや散乱しやすいごみなどを持ち込む場合には、中身が確認できる90ℓ以内の透明または半透明なビニール袋に入れてください。

▶その他の処理

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

✔動物（犬、猫などの小動物）の死体処理

遺骨の持ち帰りはできません。

◎クリーンセンターへ自分で持ち込む場合

1体につき1,000円の処理手数料がかかります。

■受入時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後4時
- 土曜日 午前8時30分～午前11時
※日曜日、祝日および年始は受け入れしません。

◎資源循環推進課（クリーンセンター内）に

収集を依頼する場合

1体につき2,000円の処理手数料がかかります。

※飼い主の分からない野良犬や野良猫などの場合は処理手数料はかかりません。

✔道路側溝の泥の処理

- 道路側溝の泥を入れた土のう袋は、清掃した側溝の脇に置いてください。
- ごみステーションには出せません。
土木課（☎0438-23-8346）に収集を依頼してください。

✔市では収集・受け入れしないもの

■各リサイクル制度対象品

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・小型二次電池など（詳しくは70・71ページをご覧ください）

■適正処理困難物（危険物・建築廃材など）

- オイル、ガソリン、ペンキ、プロパンガスボンベ、農薬、注射器、点滴、体温計（水銀入り）
- コンクリート製品、レンガ、タイル、瓦、浴槽、温水器
- 二輪車（オートバイ・バイク）、自動車、二輪車用部品、タイヤ
- 消火器、バッテリー、充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池
- 石、土、灰、鉄アレイ、タイヤチェーン、耐火金庫、ボウリングの球、サーフボード、ピアノ、太い木 など

購入店、取扱店、木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者、処理業者などに依頼してください。

詳しくはお問い合わせください。

▶木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

事業系ごみ（商店・飲食店・事業所など事業活動に伴うごみ）、家電リサイクル法対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）、引っ越しなど出る多量ごみの収集・運搬を行います。

事業所名	住所	電話番号
（有）アスカ （ほたる野地区のみ）	ほたる野3-6-11	0438-98-5118
（有）長田	八幡台1-3-7	0438-36-1004
（株）金田臨海総合 （金田地区のみ）	瓜倉985	0438-41-1728
（有）木更津清掃社	中野143	0438-40-1111
木更津リサイクル（株）	潮見6-16-3	0438-37-7007
（株）共進社	岩根4-9-19	0438-41-6255
（有）グリーン	ほたる野4-10-20	0438-71-5005
（有）栗原商店	高砂1-9-26	0438-41-2558
（有）大丸運輸	潮浜2-1-31	0438-37-0303
（有）丸三清運	戸国421	0438-53-2277

▶ごみステーションの設置・変更

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

ごみ収集場所は、利用者の責任で管理をしていただいています。新設・移動の場合、候補地が決定したら他の利用者などにご相談のうえ「ごみ収集場所届出書」を資源循環推進課へ提出してください。現地確認を行い、収集効率や安全性などから適否を判断し、適当であれば収集開始日を連絡者（申請者）へ連絡します。

※届出書は使用開始希望日の10日前までに提出してください。

レンタカー

エリアマップ4図 C-4

格安レンタカーでも安全＆安心のガッツ

ガッツレンタカー 木更津金田西店

なんと軽自動車が、24時間2,200円（税込）～、1週間8,580円（税込）までご利用いただけます。皆様のご利用、心よりお待ちしております。

■木更津市瓜倉256-1
■TEL:0438-40-5568
■営業時間／9:00～19:00 ■定休日／年末年始
■URL:https://guts-rentacar.com/shop/chiba/kisarazukanedanishi/



P

あり



環境エンジニアリング

エリアマップ1図 E-1

美しい街づくり、それが私たちの願いです

IKARI **イカリ消毒木更津株式会社**

【業務内容】
●有害生物防除 ●食品検査、水質検査、異物検査 ●消臭殺菌 ●各種衛生資材販売
■木更津市長須賀822-2
■TEL:0438-25-1398 ■FAX:0438-25-1397
■URL:https://www.ikari.co.jp/
■E-mail:https://www.ikari.co.jp/

電気設備工事

エリアマップ11図 E-2

安心と信用を第一に、地域になくはならない企業に!

六幸電気工業株式会社

電気技術を駆使した電気施設をご提供いたします。
スタッフは業界トップの技術集団を目指し、日々たゆまざる努力を続けております。

■木更津市請西南5-25-18
■TEL:0438-36-1252 ■FAX:0438-36-3966
■営業時間／8:00～17:00
■定休日／土曜、日曜、祝日

P

あり

▶ごみ減量助成制度

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

✔資源ごみ回収推進助成金

町内会・子ども会・婦人会・老人クラブ・PTAなどが行う、資源ごみを回収し、市の登録業者に渡す（積み込む）までの作業に対し、助成金を交付しています。あらかじめ届出をして、団体を登録してください。

助成額 3円/kg

また、市の登録業者が資源ごみの引き取りをする際、助成金とは別に、買取代金を支払います。

✔生ごみ肥料化容器購入設置助成金

購入費用の一部を助成しています。この助成を受けるためには、指定販売店で容器を購入する必要があり、市税の滞納がないことなど、交付要件があります。

- 助成額は購入額（消費税などを除く）の2分の1で1容器につき6,000円を限度とします。
- 助成金は、1世帯につきコンポスト容器は2容器まで、密閉容器は3容器まで助成します（同居世帯は同一世帯となります）。

✔家庭用生ごみ処理機購入設置助成金

購入費用の一部を助成しています。交付要件は生ごみ肥料化容器購入設置助成金の交付要件と同じです。

- 助成額は購入額（消費税などを除く）の2分の1で25,000円を限度とします。
- 助成金は、1世帯につき1基まで助成します（同居世帯は同一世帯となります）。

▶合併処理浄化槽設置事業補助金

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

合併処理浄化槽を新規に設置する方および現在利用している単独処理浄化槽・汲取便槽から合併処理浄化槽に付け替える方に補助金を交付します。受け付けは申し込み順で、予算額（予算額）に達した時点で終了します。

✔対象者の条件

- 市税を滞納していない方
- 浄化槽の設置届審査または建築確認を受けた方
- 住宅などを借りている場合には、貸主の承諾を得た方

✔対象地域

市内全域（下水道事業計画区域を除く）

✔対象建築物

一般住宅、共同住宅、下宿、寄宿舎、店舗等併用住宅（店舗または事業所のみの場合は、対象になりません）

広告

リサイクル

▶リサイクル

資源循環推進課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1133
FAX 0438-36-5374

ごみの減量化・再資源化に取り組みましょう。

ごみは皆さん一人一人の工夫や心掛けで、減量化・再資源化につながります。

リサイクルへの協力をお願いします。

✔家電リサイクル法対象品のリサイクル （市では収集・受け入れしません）

家電リサイクル対象機器（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法により、消費者にリサイクル料金・収集運搬料金の負担が義務付けられています。

- 買い替えの場合は、お店に引き取ってもらう
 - 買ったお店に引き取ってもらう
 - 木更津市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
 - 指定引取場所へ自分で持ち込む
- ※指定引取場所へ持ち込む際は、リサイクル券が必要となります。

事前に各郵便局にて購入をお願いします。

■家電リサイクル対象機器の指定引取場所

施設名	施設所在地	電話番号
房州物流（株） 木更津営業所	潮見5-18	0438-36-1814



✔小型二次電池（充電式電池、蓄電池）のリサイクル

身の回りのビデオカメラ、携帯電話、シェーバー、ヘッドホンステレオなどに使われている充電式電池は貴重な資源を含んでいるため、電池メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。充電式電池は乾電池と別にして、ごみとして出さずに、リサイクル協力店にご相談ください。

■市内の充電式電池リサイクル協力店

令和6年4月1日現在

施設名	住 所	電話番号
（株） ケーズホールディングス ケーズデンキ木更津店	ほたる野4-3-3	97-8781
パナフレールいしい 木更津店	清見台東2-28-8	98-0660
（株） ヤマダデンキ ヤマダアウトレット木更津店	潮見4-1-2	30-2011
（有） ニシムラデンキ	羽鳥野7-20-1	37-2595
（株） ケーズホールディングス ケーズデンキ木更津金田店	金田東2-14-1-2	41-7911
（株） エノモト防災工業	長須賀627-2	23-0119

詳しくは、協力店にご確認ください。

✔小型家電のリサイクル

小型家電リサイクル法にもとづき、家庭で使用済みとなった小型家電の無料回収を行っています。

■受入場所

クリーンセンター [\[MAP\]](#) 8図 C-5

■受入時間

- 月～金曜日 午前8時30分～午後4時
- ※土・日曜日、祝日、年末年始は受け入れしません。

■受け入れできるもの

携帯電話・デジタルカメラ・パソコンなどの小型家電で、おおむね一辺が40cm以内のもの

✔家庭系パソコンのリサイクル

家庭で使用し不要になったパソコンは、製造メーカーが設置する受付窓口にて回収の申し込みをしてください。受付窓口については、各社ホームページまたは（一社）パソコン3R推進協会ホームページ [\[HP\]](https://www.pc3r.jp/) <https://www.pc3r.jp/>）をご覧ください。

なお、申し込みの際に、回収再資源化料金を支払うことが必要です（PCリサイクルマークが貼られているパソコンは回収再資源化料金を支払う必要はありません）。

✔二輪車（オートバイ・バイク）のリサイクル

クリーンセンターでは、収集および受け入れはしていません。二輪車メーカーなどが使用済み製品の再資源化のため、「二輪車リサイクルシステム」に自主的に取り組んでいます。二輪車の処分をお考えのときは、二輪車リサイクルコールセンターへお問い合わせください。

■二輪車リサイクルコールセンター

☎050-3000-0727

■受付時間

午前9時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

✔自動車のリサイクル

自動車所有者は、新車購入時・車検時・未車検のまま廃棄を行う場合には、廃車時にリサイクル料金を負担することと、廃車する際は千葉県知事の登録を受けた業者に引き渡すことが義務付けられています。

詳しくは、自動車リサイクルコンタクトセンターへお問い合わせください。

■自動車リサイクルコンタクトセンター

☎050-3786-7755

■受付時間

午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

✔家庭廃食油の回収

家庭廃食油のリサイクルを行っています。これまで燃やせるごみとして処理していた家庭廃食油が、ろうそく・石鹸・バイオディーゼル燃料などに生まれ変わります。

《回収できる油》

サラダ油・ごま油・ラード・オリーブオイルなど家庭から出る廃食油

※未開封で賞味期限が切れていても回収します。

※天かすなどが混入していても回収します。

《回収できない油》

- 灯油やエンジンオイルなど食用以外の油
- 飲食店などの事業所から出た油

■油の出し方

油を冷まし、ペットボトルなどに入れて漏れないようにキャップをしっかりと閉めてから、回収ボックスに出してください。また、未開封のものは、そのまま出してください。

■回収場所

- クリーンセンター
- 各公民館（中央・文京・富岡公民館を除く）
- 金田地域交流センター
- 市民活動支援センター

広告

協同組合

エリアマップ8図 C-3

循環型社会へ「市民と共に」

かずさリサイクル協同組合

資源回収やリサイクルについて、お気軽にご相談ください！

■木更津市潮浜1-17-59 木更津商工会館4F
■TEL:0438-37-6770
■営業時間/9:00～17:00 ■定休日/土曜、日曜
■URL:<https://kazusarecycle.wixsite.com/kazusa-recycle>

あり

バイク・シニアカー・電動スクーター

エリアマップ3図 C-4

バイクの廃車処分のことならおまかせください!

バイクサービス木更津

オートバイ・シニアカー・自転車販売・買取
車検・点検・修理・レッカーサービス・処分

■木更津市桜井新町1-6-4
■営業時間/9:30～18:30 ■定休日/月火
■古物自動車商:第441280001056号
■関東運輸局二輪証:第3-3784

■TEL:0438-36-8418

住まい

市営住宅

住宅課 TEL 0438-23-8598
FAX 0438-22-4736

市内に5団地（住吉・長須賀・東清・真里谷・江川）、375戸あります。

入居者募集

年4回（5月・8月・11月・2月）実施します（空室のない月は募集しません）。

広報紙、市ホームページおよび市の掲示場所に掲載します。
市営住宅へ入居するためには条件などがありますので、お問い合わせください。

空家等対策

住宅課 TEL 0438-23-8599
FAX 0438-22-4736

空家等に関する相談などについてはお問い合わせください。

空家バンク、空家リフォーム助成事業

住宅課 TEL 0438-23-8599
FAX 0438-22-4736

空家バンクは、空家を売却・賃貸したい所有者と購入・賃貸したい方を市が橋渡しをする制度です。市ホームページに物件情報を掲載し、お問い合わせに応じて空家の紹介や現地案内などを行います。

空家リフォーム助成事業は、空家の利活用を促進し、良好な生活環境の保全、移住定住の促進や地域コミュニティの維持形成を図るため、空家バンクを通して成約した空家を利活用するリフォームについて、工事費の一部を助成します。

申請方法や交付条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

空家除却工事補助事業

住宅課 TEL 0438-23-8599
FAX 0438-22-4736

適切に管理されていない空家が市民生活に影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体および財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある空家の所有者に対して、除却工事費の一部を助成します。

申請方法や交付条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

木造住宅耐震診断助成、耐震改修補助金

建築指導課 TEL 0438-23-8596
FAX 0438-22-4736

震災に強いまちづくりの推進のため、市民の皆さんが住んでいる木造住宅の耐震診断、耐震改修、除却および耐震改修に伴うリフォームに対する助成制度を設けています。条件や申請方法などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

がけ地近接危険住宅移転事業

建築指導課 TEL 0438-23-8596
FAX 0438-22-4736

がけ地付近に建築されている住宅を移転する場合、補助金を交付します。

移転事業の対象となる住宅は、次の要件に該当するものです。

- ①災害危険区域内または高さ2m以上で角度30度を超えるがけ地に近接して建っているもの
- ②昭和47年以前に建築された住宅で、その後増改築などを行っていないもの

危険ブロック塀等安全対策事業

建築指導課 TEL 0438-23-8596
FAX 0438-22-4736

震災に強いまちづくりの推進のため、危険なブロック塀等の撤去工事等に対する補助制度を設けています。

補助対象や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

水道・下水道

水道開始・中止等の申し込み

かずさ水道広域連合企業団 TEL 0438-38-3276(代表)
FAX 0438-25-1624

使用開始の手続き

開始日の3日前までに水栓番号・使用開始日（開栓日）・使用開始する場所（住所）・使用する方（使用者名）をご連絡ください。使用開始に伴い開栓手数料550円（税込み）がかかります。

使用中止の手続き

中止日の3日前までに水栓番号・使用中止日（閉栓日）・使用中止する場所（住所）・氏名・転居先住所・精算方法をご連絡ください。使用中止に伴い閉栓手数料550円（税込み）がかかります。

インターネットでの受け付け

水道の開閉栓などの手続きについては、インターネットからも受け付けてしています。詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご覧ください。

支払い方法

口座振替

各金融機関などの窓口で手続きを行ってください。口座振替日は検針月の末日です。

※末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、その翌営業日が口座振替日となります。

納入通知書払い

検針した月の20日頃に納入通知書（請求書）を郵送します。かずさ水道広域連合企業団の4市各営業所窓口または納入通知書の裏面に記載の金融機関などの窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。また、スマートフォンアプリでの電子決済もご利用になれます。詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご覧ください。納入期限は検針月の末日です。

※末日が土・日曜日、祝日、年末年始の場合は、その翌営業日が納入期限となります。

使用者の変更手続きについて

水道の使用者の名義が変わるときは、名義変更の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

所有者の変更手続きについて

水道の所有者の名義が変わるときは、名義変更の手続きが必要となりますので、ご連絡ください。

問 かずさ水道広域連合企業団 工務課 ☎0438-38-4609
営業時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日、年末年始は営業していません。
HP https://www.kazusa-kouiki.jp/

漏水しているとき

かずさ水道広域連合企業団 TEL 0438-23-0743

道路などからの漏水

かずさ水道広域連合企業団施設管理課へご連絡ください。

メーターから家の中までの漏水

指定給水装置工事事業者へご相談ください。指定給水装置工事事業者について詳しくは、かずさ水道広域連合企業団のホームページをご覧ください。

※修理や工事の費用は自己負担となります。

※指定給水装置工事事業者により修理内容、費用が異なるため、複数社へご相談ください。

休日・夜間緊急漏水時

かずさ水道広域連合企業団へご連絡ください。
※状況により修理や工事の費用は自己負担となります。

下水道ができる

下水道推進室（下水処理場内） TEL 0438-36-2700
FAX 0438-36-2742

公共下水道が整備されている区域内の家屋の所有者は、公共汚水桝に排水設備を接続していただきます。

※下水道への新規接続および排水設備の改造には、申請が必要になります。

※排水設備の工事は、木更津市下水道排水設備指定工事店でしか工事できませんので注意してください。下水道排水設備指定工事店について詳しくは市のホームページをご覧ください。

排水設備工事に伴う助成制度

下水道推進室（下水処理場内） TEL 0438-36-2700
FAX 0438-36-2742

下水道を使用するための排水設備工事をする方に対する助成を行います。

補助金

下水道が整備されてから3年以内に排水設備工事を完了する場合、補助します。

貸付金

排水設備工事を行うための資金を無利子で貸し付けます。

種類	助成の内容	金額
補助金	浄化槽（合併・単独）の切替工事	1万5千円
	くみ取り便所水洗化工事	3万円
貸付金	排水設備工事事業	40万円を限度

※助成制度を受ける場合は、市税・下水道受益者負担金・下水道使用料の滞納のない方が対象となります（新築家屋は対象外）。

広告

建築工事

エリアマップ5図 D-3

お問い合わせお待ちしております

有限会社才平建設

建築工事・外壁屋根修理・リフォームのことならお任せください。

■木更津市江川720
■TEL:0438-41-0421 ■FAX:0438-42-0278

上下水道工事

エリアマップ6図 A-2

水回りの困った! にすぐ対応いたします

有限会社綾部工務店

●水道管の水漏れ ●トイレ・排水のつまり ●給排水設備工事 ●介護リフォーム
お気軽に電話ください。

■木更津市高砂1-5-22
■TEL:0438-41-4132 ■FAX:0438-41-4717
■営業時間/8:30~17:00
■URL:http://ayabe-4132.eco.coocan.jp/ ■E-mail:ayabe-4132@nifty.com

Pあり

浄化槽の
保守点検と
清掃

パイプの
詰まり
直し

水まわり
に関する
工事

Clean & Amenity
WHITE
株式会社 ホワイト

房総の美しい海や川を未来へ

浄化槽の保守点検と清掃(木更津市許可業者)
合併浄化槽新設工事/下水道接続工事(浄化槽
廃止工事)/パイプ、トイレ等の詰まり直し
水周りのリフォーム、修繕工事
配水管洗浄工事/仮設トイレリース

0120-23-4421
https://www.e-white.co.jp
木更津市新田3-5-15
TEL.23-4421
エリアマップ1図 B-5

▶ 下水道事業受益者負担金

- 下水道推進室（下水処理場内）TEL 0438-36-2700 FAX 0438-36-2742
- 下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進などの著しい利益を受ける方に事業費の一部を負担していただく制度です。
- 負担金は土地の面積に対してかかります（1㎡当たり500円～700円になります）。
 - 負担金の単価は、土地の地目に関わらず同じです。また、建物が建っていないくても（駐車場や更地であっても）負担金はかかります。
 - 下水道管が前面に整備された土地に対し、一度だけ賦課されます。年4回で3年間の12回払いです。

▶ 下水道使用料

- 下水道推進室（下水処理場内）TEL 0438-36-2700 FAX 0438-36-2742
- 下水道を使用する方に管理運営費と資本費の一部を負担していただきます。
- 下水道使用料は2カ月に1度、水道料金に併せて請求します。
 - 水道使用水量が下水道使用水量となります。
 - 水道水のほかに井戸水をご利用の場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算した水量が下水道使用水量になります。
- 下水道に関する問い合わせ先

内容	問い合わせ先
下水道への接続に関すること	業務係 ☎0438-36-2700
排水設備指定工事店に関すること	
下水道使用料・受益者負担金に関すること	
補助金・貸付金に関すること	建設係 ☎0438-37-9501
下水道の工事計画・工事に関すること	
下水道の詰まりや維持管理に関すること	施設係 ☎0438-37-9504

▶ 下水道の正しい使い方

- 下水道推進室（下水処理場内）TEL 0438-37-9504 FAX 0438-36-2742
- 水洗トイレは必ずトイレトペーパーを使いましょう。
 - 下水道には、ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物は、絶対に流さないでください。

広 告

上下水道 エリアマップ11図 C-1

水道・下水道指定工事業者

(株)小倉鑿井工業所

給排水工事・衛生設備工事・さく井工事
各種ポンプ工事・地質調査工事

■木更津市桜井805
■TEL:0438-36-4027
■FAX:0438-36-4030
■E-mail:ogurasakusei@bz04.plala.or.jp





- 台所では、野菜くずやご飯の残り、てんぷら油やサラダ油などを流さないでください。
- 公共桟には、ごみや土砂、木片やビニール類などは捨てないでください。
- マンホールは、むやみに開けないでください。

自転車

▶ 市営自転車駐車場（駐輪場）

- 地域共生推進課 TEL 0438-23-7492 FAX 0438-25-3566
- 自転車などの放置防止や利用者の利便を図るとともに、駅周辺の環境を整備するため、各駅周辺（117ページ）に自転車駐車場（駐輪場）を設置しています。駐輪場を定期利用（1回利用を除く）するには、利用登録が必要です。

✓ 利用方法
◀ 1 回利用 ▶

- 券売機で1回利用券を購入することで、24時間駐車できます。1回利用券は自転車の目立つところに取り付けてください。
- 料金は、自転車100円、原付／バイク200円です。

◀ 定期利用 ▶

- 申請場所
- 木更津駅各自転車駐車場利用
→木更津駅東口第3自転車駐車場管理事務所
 - 岩根駅自転車駐車場利用
→岩根駅西口第1自転車駐車場管理事務所
- 有効期間
- 当該年度の4月1日（登録シール交付日）～当該年度の3月31日まで
- 申請に必要なもの
- ①駐車料金
 - ②住所が確認できる免許証・保険証など
 - ③学生は、学生であることの証明書（学生証・合格通知など）

駐車料金	自転車		原付／バイク (125CC以下)
	一般	学生	
市内	2,500円	1,500円	3,500円
市外	3,000円	2,000円	4,000円

※10月1日以降に申請した場合の駐車料金は、上記金額の2分の1の額になります。

✓ 駐車料金の免除

- 次に該当する方は、駐車料金の免除を受けられます。
- ①生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けている方
 - ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ③療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県知事（指定都市にあっては市長とする）が交付する療育手帳の交付を受けている方
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ペット

▶ 犬の登録・狂犬病予防注射

- 生活衛生課（クリーンセンター内）TEL 0438-36-1432 FAX 0438-30-7322

✓ 犬の登録

生活衛生課で手続きを行い鑑札の交付を受けてください（1頭につき手数料3,000円）。また、転入などにより新たに本市で飼うことになった犬も同様です。鑑札を交換交付します。

✓ 狂犬病予防防集合注射

毎年4月に市内に会場を設け、予防注射を行っています。また、提携病院でも受けることができます。ただし、提携病院以外では注射を受けると注射済証明証が発行されますので、生活衛生課で注射済票交付の手続きを行ってください（1頭につき手数料550円）。

✓ 飼い主・所在地の変更

市外からの転入、市内で飼い主が変わったとき、飼い主の住所が変わったとき、犬の所在地が変わったときは生活衛生課へご連絡ください。

※オンライン申請でも受付可能です。

✓ 犬の死亡

飼い犬が死亡したときは、登録の抹消をしますので生活衛生課へご連絡ください。

※オンライン申請でも受付可能です。

火葬場

▶ きみさらず聖苑

- 生活衛生課（クリーンセンター内）TEL 0438-36-1432 FAX 0438-30-7322

✓ 火葬場を利用するには

火葬日時を仮予約し、死亡届の手続き後、本予約してください。火葬当日に、きみさらず聖苑の窓口で「死体（死胎）火葬許可証」を提示し、使用料をお支払いください。

開場時間	午前8時30分～午後5時15分
休場日	友引の日および1月1日～3日
予約・申し込み	専用WEBシステムにて24時間受付（葬祭業者のみ） ※葬祭業者以外の方は、電話での予約となります ☎0438-37-3874 FAX0438-38-3243

■ 使用料

区分	単位	使用料	
		区域内の住民	区域外の住民
大人（16歳以上）	1体	12,000円	70,000円
小人（16歳未満）	1体	0円	35,000円
死胎	1体	0円	35,000円
改葬遺骨	1体	6,000円	35,000円
身体の一部等	1個	6,000円	35,000円
お別れ室	1時間	4,000円	6,000円
霊安室	1日	6,000円	9,000円

- ①「区域内の住民」は、次に当てはまる者をいいます。
- 死亡時に木更津市、君津市、富津市または袖ケ浦市（以下、「4市」といいます。）に住所がある者
 - 死胎の父または母が4市に住所がある者
 - 身体の一部を失った者が4市に住所がある者
- ②「区域外の住民」は「区域内の住民」以外をいいます。

✓ 火葬費助成金

きみさらず聖苑が予約でいっぱいになっていたため、同日他市の火葬場を利用した場合、助成金の交付を行っています。※助成額は、他市火葬場使用料ときみさらず聖苑使用料の差額（限度額48,000円）です。

■ 必要書類

- ①火葬費助成金交付請求書
- ②火葬場使用料の領収書の写し
- ③火葬許可証（埋葬許可証、火葬場使用許可証）の写し

霊園

▶ 市営霊園

生活衛生課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1432
FAX 0438-30-7322

■所在地 〒292-0812 矢那3711

■開園時間

3月～10月	午前8時30分～午後6時
春分（秋分）の日と その前後3日間	午前7時～午後6時
8月1日～16日	午前6時～午後7時
11月～翌年2月	午前8時30分～午後4時30分

お盆とお彼岸に臨時バスを運行します。

■休園日 なし

▶ 市営霊園の使用許可について

生活衛生課（クリーンセンター内） TEL 0438-36-1432
FAX 0438-30-7322

市営霊園の一般墓地の使用申請される方は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①本市に2年以上住所を有する方
- ②世帯主または祭祀を主宰する方
- ③焼骨を所持している方

✓ 一般墓地の種類・大きさおよび永代使用料・管理手数料

墓地の種類	大きさ	永代使用料	年間の管理手数料
普通墓地	1.5m ² ～48m ²	130,000円/㎡	800円/㎡
芝生墓地	3m ²	145,000円/㎡	800円/㎡

■芝生墓地について

- 普通墓地のように境界がありません。
- 埋蔵は、付帯の納骨施設（カロート）を使用します。
- 墓碑、香立ておよび花立ての建立となります。これ以外には設置できません。

市営霊園の合葬式墓地の使用申請される方は、①～④の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①本市に2年以上住所を有する方、または生前に本市に2年以上住所を有していた方の焼骨を所持している方
- ②一般墓地を有していない方
- ③埋葬されていない焼骨および死体（胎）火葬許可証がお手元であり、その焼骨のみの埋蔵を目的とする方
- ④申請者と埋蔵する焼骨の関係が、3親等以内の血族または2親等以内の姻族であること

✓ 合葬式墓地の種類および使用料

	記名板あり	記名板なし
1 体用納骨壇	90,000円	80,000円
2 体用納骨壇	180,000円	160,000円

年間の管理手数料は掛かりません。

※一般墓地および合葬式墓地の生前申し込みは、公募になります（10月頃を予定）。

※その他一般墓地および合葬式墓地については、生活衛生課にお問い合わせください。

✓ 埋葬許可証について「焼骨を埋蔵するには…」

焼骨を墓地や納骨堂に埋蔵（納骨）するには、埋葬（火葬）許可証が必要です。きみさらず聖苑では、火葬後に埋葬（火葬）許可証を交付しています。墓地や納骨堂の管理者に必ず埋葬（火葬）許可証を提出してください。

✓ 改葬許可証について「埋蔵している焼骨を他の墓地に移すには…」

墓地や納骨堂に埋蔵（納骨）されている焼骨を他の墓地や納骨堂に移すには、改葬許可証が必要です。改葬許可証の交付を受けるには、現に焼骨が埋蔵（納骨）されている墓地や納骨堂が所在する市区町村へ申請する必要があります。

新しい墓地や納骨堂の管理者に必ず改葬許可証を提出してください。

広 告

石材店

エリアマップ12図 A-2

まごころで末永いおつきあい

株式会社陵 石 匠

墓石のこと、お墓のことお気軽にご相談ください。

■木更津市矢那3745-2
■TEL:0438-52-2288
■FAX:0438-52-2201
■E-mail:toshiaki-a@ryosekisho.com



P あり